

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 こども家庭課

法令名	児童扶養手当法			法令番号	昭和36年法第238号		
不利益処分の種類	手当の制限			根拠条項	第14条		
処分基準	児童扶養手当法第14条に該当するとき						
対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	こども家庭課	交付機関	こども家庭課	目次No.	24